単位制普通科　学年制音楽科　生徒心得

高知丸の内高校で生活するために　「時を守り、場を清め、礼を正す」

本校では人間形成の大切な基盤となるものを３つの柱として考えています。まず一つ目が「**時間を守ること**」です。時間は自分だけのものではありません。一つの時間をみんなで使っているのです。時間を守ることで、社会の一員としての自分を育て、そしてお互いの信頼関係をつくってください。

二つ目は「**掃除**」です。学んでほしいのは、掃除の技術、やり方ではなく、どこでもきれいにする心、「掃除の心」です。そのような心を身につければ、ゴミをどこでも捨てるなどということはあり得ません。また、人格的に一流の人は始末ができる、とも言われます。この始末とは自分の出したゴミは自分で片付けることができるという意味であり、これは勉強や仕事にも繋がることです。失敗したときや上手くいかなかったときにこそ、きちんと始末がつけられる、そのような人はきちんと掃除もできるものです。

三つ目は「**あいさつ**」です。「あいさつ」は、「ひとをひととして認める」重要な流儀です。まず自分から、大きい声で、相手の目を見て、笑顔であいさつすることができれば、周りの目が、そして自分が変わってくるはずです。「あいさつが大事だと思う、その心が大事」だということ忘れず、本物のあいさつを身につけてほしいと思います。

実は、これらすべてのもとは「**素直さ**」にあります。このことが最も重要だと考えています。素直な気持ちで日々の学習や部活動に取り組めば、成長は止まることはありません。「愚者は賢者に学ばず、賢者は、愚者にも学ぶ。」と言われます。何か起こった時に、そこから何が学べるのか、素直な気持ちでいるのと、心を閉ざしているのとでは明らかに結果が違ってくるでしょう。ただ、言われたことをそのまま何でも聞くのは素直とは違います。やはり、「心を開いてものごとを見て、心を開いて人の話を聞く」ことを大事にしてほしいです。

Ⅰ　規則正しい生活習慣を身につけてください。時間を守り、遅刻や早退をしないよう気をつけてください。
Ⅱ　授業を大切にし、意欲的に取り組んでください。
Ⅲ　家庭で学習する時間をとるなど、自分なりの学習スタイルを確立しましょう。
Ⅳ　あいさつをしっかりしましょう。
Ⅴ　社会のルールやマナーを守って行動してください。
Ⅵ　整理整頓を心がけてください。ロッカー、机の上等を整理し、清掃等しっかり行い、環境美化に努めてください。
Ⅶ　何事に対しても積極的に行動しましょう。学校行事・部活動・ボランティア活動等にも参加し、自分自身を磨いてください。
Ⅷ　学習・進路・学校生活等担任と連携を取ってください。
Ⅸ　規律ある生活習慣の確立につとめ、集団の一員としての立場を自覚し行動してください。

１　服　装

（１）制服は、式典等の際必ず着用するフォーマルと、決められた日以外自由に着用することができるデイリーの２種類です。本校の制服指定販売店から購入してください。

① フォーマル（全員購入）

女子　　ブレザー（グレー）、スカート（グレー）、ズボン（グレー）、ブラウス（白）、リボン（ベージュ）、ネクタイ（ベージュ）

＊スカートとリボン、ズボンとネクタイをセットとし、どちらかのセットを購入。

男子　　ブレザー（グレー）、ズボン（グレー）、シャツ（白）、ネクタイ（ベージュ）

② デイリー（自由購入）

女子　　スカート（ブルー、エンジ）、ズボン（グレー）、ブラウス（ピンク、ブルー）、ポロシャツ（白）、リボン（エンジ）、ネクタイ（エンジ）、セーター（グレー）、ベスト（白）

男子　　シャツ（ブルー）、ポロシャツ（白）、ネクタイ（エンジ）、セーター（グレー）、ベスト（白）

③ フォーマルでのブレザー着用の際には、左襟に記章をつけて下さい。

（２）音楽科の女子については、裾に１本ラインのスカートをフォーマルに加えます。着用については学校から指示があります。
（３）半袖シャツ（ポロシャツを含む）は裾をズボンの外に出してもかまいませんが、長袖シャツはスカート・ズボンの中に入れてください。
（４）ソックスは、白、紺、黒、灰の単色を基本とし華美でないもので、ワンポイントは可とします。女子のタイツは黒、ベージュのみ可とし、ストッキングはベージュのみ可とします。
（５）通学用の靴の指定はありませんが華美でないものとします。上履きは学校の指定するものとします。
（６）コートは指定のものはありませんので、華美でないものを昇降口まで着用することを認めます。ただし、ブレザーを含めて制服を着用してもなお防寒の必要がある場合に限ります。
（７）化粧、装飾品（ピアス、エクステ、指輪、マニキュアなど）は禁止します。ゴムや髪留めは華美でないものとする。頭髪は高校生らしいものとし、脱色・染色・パーマ等は禁止です。アイロンやコテも髪が傷み変色するので禁止とします。
（８）学校の休業日（土曜、日曜、祝日、長期の休業日）に登校する場合には制服を着用してください。また、部活動で登校する場合には制服もしくは部指定の服装で登校してください。

２　生活、行動
（１）始業時から終業時までは、大学や専門学校での連携授業に参加する場合や、許可された場合以外は外出禁止です。
（２）学校での学習に不要なものは持ってこないようにしてください。
（３）アルバイトは学業優先の立場から原則禁止です。やむを得ない事情等でアルバイトをする場合は必ず届け出てください。なお、次の場合は受け付けません。
ア　酒類を提供する場合や健全性が認められない場合
イ　勤務時間が午後９時をすぎる場合
ウ　学習面や生活面で十分な努力が認められない場合
（４）下宿をして通学する場合には、必ず届け出てください。

３　自転車通学
（１）自転車で通学する場合は、必ず許可を受け、指定のステッカーを貼ってください。
（２）通学用自転車は、駐輪場（指定の場所）に整理して置いてください。
（３）交通ルールやマナーを守ってください。ヘルメット着用を推奨します。
（４）傘を携帯する場合は必ず合羽を持ってくることとし、傘さし運転はしない。

４　運転免許
（１）自動二輪車、普通自動車の運転免許は原則として取得できません。
（２）原動機付き自転車については、時間や距離の関係で通学に支障があると学校が認めた場合に、自宅から最寄りの公共交通機関まで使用を許可する場合があります。
（３）就職のため普通自動車の運転免許が必要な生徒については、事業所等から依頼のあった場合に限り、３年次後期開始後に取得を許可します。それ以外の生徒は冬休み開始後に許可します。いずれの場合も必ず生徒支援部に申し出てください。
（４）入学以前に運転免許を取得している生徒については、⑵の場合を除き、原則として在学中の運転は認めません。

５　各種証明書
在学証明書などの証明書及び旅客運賃割引証（学割）などが必要な場合には、申込書に必要事項を記入して事務室に提出してください。
なお、発行までに時間がかかることがありますので、時間的な余裕を持って提出してください。

６　個人ロッカー
個人ロッカーは、卒業まで同じものを使用します。教科書、文房具、携帯電話、靴等の個人の持ち物、授業で必要なもの以外は個人ロッカーで保管してください。ロッカーは施錠するようにしてください。

７　表彰、指導

（１）本校生徒の模範になるような優秀な活動や行動があった場合には表彰します。表彰の種類、具体的な活動や行動については、生徒表彰内規として別に定めています。

（２）本校生徒として望ましくない行為があった場合には、訓告、停学、退学の懲戒を行う場合があります。

８　携帯電話等（通信機器）の校内持ち込みについての約束事項

学校は公の場所です。緊急の場合は事務室、担任経由で連絡が届くので、学校に持ってくる場合は、次のことを約束してください。

（１）登校したら電源を切りロッカーもしくは鞄に保管してください。校内での所持・使用は禁止です。校内で所持・使用等している場合は指導します。

＊災害時などは学校判断で使用を許可する。

（２）試験中に携帯電話を保持または机の中に置いていた場合は、不正行為となります。

☆　指導については、以下のとおりとします。

１回目　当日預かり、生徒支援部注意
２回目　当日預かり、反省文、生徒支援部注意
３回目　当日預かり、反省文、教頭注意
４日目　反省文、校長又は教頭から保護者同席の上指導
５回目　校長又は教頭より謹慎を含めた指導

※ なお、反省文は家庭で書いた後、保護者に確認印を押印してもらい、ホーム担任が確認し、生徒支援部に提出してください。

生　徒　指　導　基　準

学校は生徒の皆さんの成長を促すために教育活動を行っています。生徒心得に違反したり、高校生として好ましくない行為や言動等があった場合は、原則として下記基準に基づき、生徒支援部、生徒支援委員会、職員会等で審議し指導を行います。問題行動等が重複したり、繰り返される場合は基準以上の厳しい指導となることがあります。

【 特別な指導（説諭、謹慎等）】

（１）交通違反関係　道路交通法違反（速度違反等の軽度の違反）、交通事故（自責過多）、無断免許取得等
（２）不 正 行 為　インターネット不正アクセス等
（３）粗 暴 行 為　暴言、けんか暴力行為、器物損壊、授業妨害等
（４）ぐ犯不良行為　煙草所持、立入禁止場所（パチンコ店・スナック・居酒屋等）出入、怠学行為、家出、深夜徘徊、不良交友等
（５）そ　の　他　立入禁止場所でのアルバイト、無届出アルバイト、指導不服従、法令や生徒心得、マナー違反等

【特別な指導（説諭、謹慎等）又は懲戒処分（訓告、停学等）】

（１）交通違反関係　道路交通法違反（飲酒運転・無免許運転・暴走行為（同乗含む）等の重度の違反）
（２）不 正 行 為　定期券不正使用（不正乗車含む）、カンニング行為（答案改ざん等を含む）等
（３）粗 暴 行 為　恐喝、傷害、いじめ、対教師暴力、破壊行為等
（４）ぐ犯不良行為　喫煙、飲酒、窃盗（万引き・自転車盗等）、痴漢行為、望ましくない交友等
（５）そ　の　他　賭博行為（パチンコ・競輪・競馬等）、法令や生徒心得違反、学校で指導が必要と認めた行為、公職選挙法違反等

※ 問題行動等が判明した場合は、事実確認の上、上記の行為を行った生徒には、生徒支援部、生徒支援委員会、職員会等での審議を踏まえ、管理職（校長、教頭）から保護者同席の上、申し渡し（指導内容告知・説明等）を行うとともに、生徒支援部及びホーム主任での指導を行います。

※ 指導内容や家庭謹慎または登校謹慎の期間は、事例ごと状況に応じて決定します。